



# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

退職等で一括徴収する場合

記載例②

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

高山村長様 令和××年○○月△△日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒382-0800 上高井郡高山村大字高井□□番地	フリガナ タカヤマ	氏名又は名称 株式会社 高山	代表者の職氏名印 代表取締役 高山 一郎 印	個人番号又は法人番号 1111111111111111
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円	異動年月日	
フリガナ ナガノ タロウ	氏名 長野 太郎 (旧姓)	6 月から 9 月から	8 月まで 5 月まで	35,600 円	104,400 円	××・8・31
生年月日 大正昭和平成令和 50年1月1日	個人番号 222222222222	140,000 円				
1月1日現在の住所 高山村大字高井4972番地	給与の支払を受けた後の住所 同上					

1. 現年度 特別徴収義務者指定番号 宛名番号	2. 新年度 143 ◇◇◇◇◇	3. 両年度
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 総務課 給与係 氏名 高山 花子 電話 000-000-0000 (内線 1234)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) { 9 月分まで納入 } (10月10日納期分) 3. 普通徴収(本人が納付)	控除社会保険料額 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、下欄に理由をご記入ください。		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

退職日が 6月1日～12月31日の場合は異動者の承認を得てください。 1月1日～4月30日の場合は一括徴収が義務づけられていますので、承認は不要です。	異動者印 長野	徴収予定 徴収予定日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
一括徴収できない理由 ○で囲んでください。 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他理由		9・20 104,400 円 104,400 円

※死亡による退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者に付けている各事業所独自の番号です。

特別徴収義務者指定番号	受給者番号	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線 )	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒			
フリガナ				
氏名又は名称				
代表者の職氏名印	印			

【提出先】 〒382-8510 上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村役場 総務課税務係 特別徴収担当

御注意

4

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先に送付願います。

黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

転勤等で特別徴収を継続する場合

記載例③

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

高山村長様 令和××年○○月△△日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒382-0800 上高井郡高山村大字高井□□番地		特別徴収義務者 指定番号 143		宛名番号 ◇◇◇◇◇	
フリガナ		タカヤマ		氏名又は名称		株式会社 高山		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	
フリガナ		ナガノ タロウ		代表者の職氏名印		代表取締役 高山 一郎 印		課・係	
フリガナ		ナガノ タロウ		個人番号又は法人番号		1111111111111111		氏名	
氏名		長野 太郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額)		140,000 円		電話	
生年月日		大正昭和平成・令和 50年1月1日		(イ) 徴収済額		6 月から 9 月から		総務課 給与係	
個人番号		222222222222		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		8 月まで 5 月まで		高山 花子	
1月1日現在の住所		高山村大字高井4972番地		異動年月日		××・8・31		000-000-0000 (内線 1234)	
給与の支払を受けなくなった後の住所		同上		異動の事由		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収	

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	143	
宛名番号	◇◇◇◇◇	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話	総務課 給与係 高山 花子 000-000-0000 (内線 1234)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) ( 月 日納期分) 3. 普通徴収(本人が納付)	円 1,200,000 控除社会保険料額 円 168,000
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、下欄に理由をご記入ください。		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

退職日が 6月1日～12月31日の場合は異動者の承認を得てください。 1月1日～4月30日の場合は一括徴収が義務づけられていますので、承認は不要です。	異動者印	徴収予定
一括徴収できない理由		徴収予定日
○で囲んでください。 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他理由		徴収予定額
		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)

※死亡による退職の場合の未徴収税額については普通徴収の方法をとってください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者に付けている各事業所独自の番号です。

特別徴収義務者指定番号	1234	受給者番号		課・係	庶務課 社員係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒382-0800 高山村大字高井5555番地	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名	特徴 達	月割額 11,600 円を
フリガナ	トクチョウショウジ	代表者の職氏名印		電話	111-111-1111 (内線 222)	9 月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	株式会社 特徴商事					新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 印					納入書 要・不要

【提出先】 〒382-8510 上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村役場 総務課税務係 特別徴収担当

御注意

4

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

3

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

2

黒のボールペン又はペンで記載してください。

1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。